

川島町環境基本調査報告書

目次

はじめに

第1章 計画の基本的事項

- 1-1 計画策定の背景
- 1-2 計画策定の目的
- 1-3 計画の位置づけ
- 1-4 計画の役割

第2章 社会環境の現況

- 2-1 自然的・社会的特性
 - 1) 位置 2) 地勢 3) 気候 4) 人口・世帯数 5) 産業構造
 - 6) 地域経済 7) 広域交通・広域連携 8) 土地利用 9) 交通体系

- 2-2 自然環境

- 1) 農地・自然環境 2) 河川・水辺
- 3) 動植物・生態系

植生図、群落組成、植生断面、

希少又は貴重な動植物「保護動植物」の指定のための基礎資料の整理 等につき
環境基礎調査結果を GIS 入力して分布図等を作成

- 4) 自然とのふれあい

第4章 川島町の生活環境の現況

3-1 生活環境

- 1) 大気環境調査
- 2) 水環境
- 3) 土壌・地盤環境
- 4) 騒音・振動
- 5) 有害化学物質
- 6) 廃棄物・リサイクル
- 7) 資源・エネルギー
- 8) 空き地、空き家の状況
- 8') 不耕作田 資料 10
- 9) 自動車や自転車の放置箇所の特定
- 10) 自動車等たい積保管場所の状況 11) 不法投棄、ポイ捨て箇所の特定

3-2 快適環境

- 1) 公園・緑地
- 2) 歴史・文化的環境
- 3) まち美化

第4章 川島町をとりまく地球環境

4-1 地球温暖化

4-2 その他の地球環境問題

第5章 環境保全に取り組むための基盤づくり

5-1 環境教育・環境学習

5-2 各主体の環境保全活動

はじめに

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景

川島町のまちづくりを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、高度情報通信社会の発展、地球規模での環境保全問題、新興国の台頭による産業の空洞化など、社会情勢は大きな変革の時を迎えています。さらに、国と地方自治体の対等な関係を目指した地域主権の推進や定住自立圏構想をはじめとする制度改革など、行政を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

こうした状況を踏まえ、これまで行ってきた取り組みを活かしながらこれからの時代の流れに的確に対応していくため、平成23年度からの10年間の将来像及びまちづくりの指針を示すべく、第5次川島町総合振興計画を策定しました。

四方を川で囲まれた本町は、この恵まれた環境を活かした水田風景や親水空間が形成されています。都会に一番近い農村として、これらの自然や田園風景を保全することは本町の責務であり、また、世界的に持続可能な発展を目指すことが求められる昨今においては、自然との共生がいっそう重要な課題となることから、自然が織り成す景観を保全するとともに、その魅力を引き出すまちづくりに取り組むためにも、生活環境や自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

1-2 計画策定の目的

川島町では、平成25年4月から川島町環境保全条例を施行し、町民の皆様が安全で快適な生活を営めるよう、生活環境や自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することになりました。

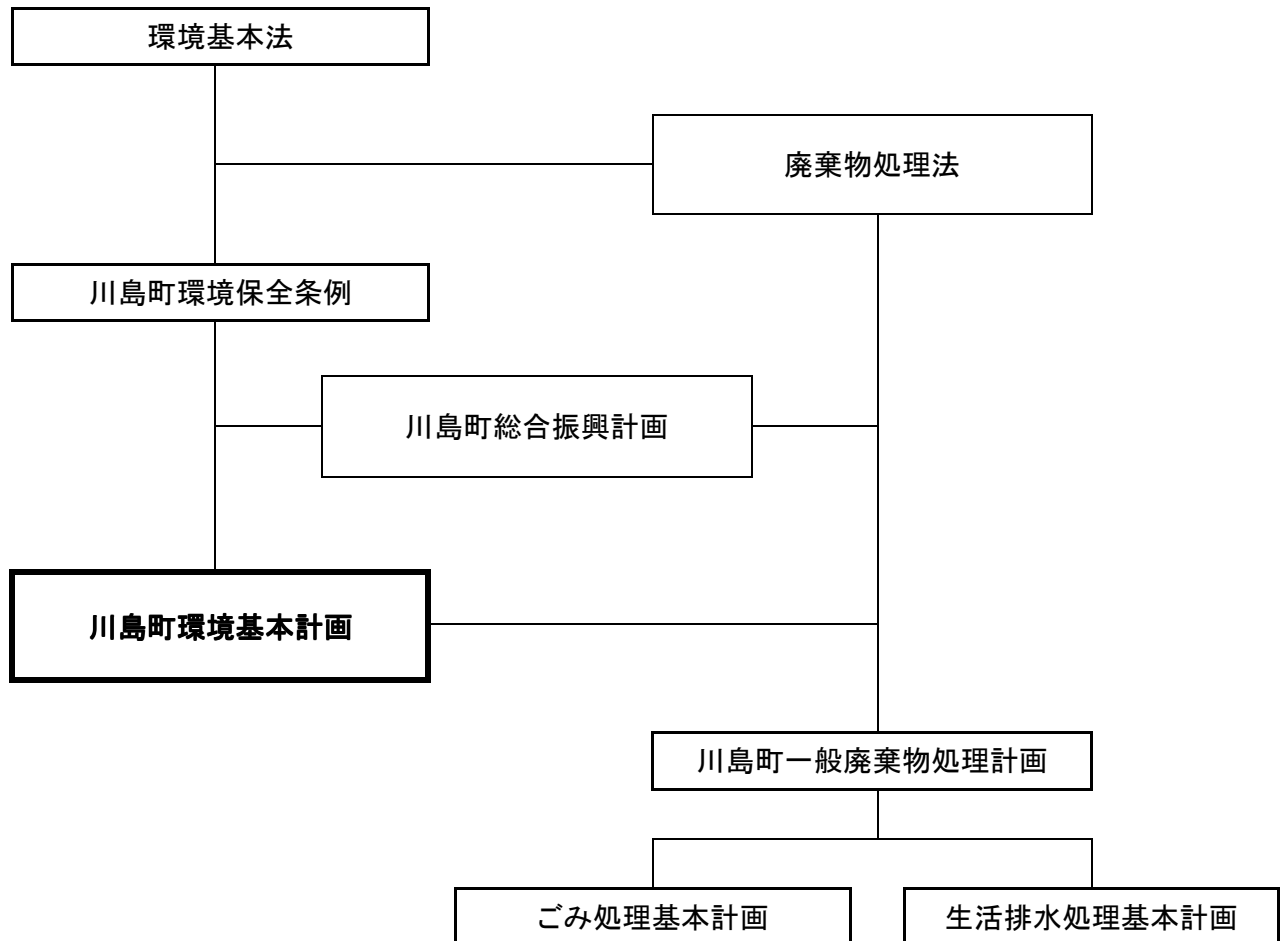
策定にあたり、平成25年度広く町民の皆様や事業所を対象に、環境保全や地球温暖化などに関するアンケート調査をさせていただきました。アンケートでは、皆様が川島町の現在の環境をどう思い、また将来どのような環境を望んでいるか等を伺っています。これに加え、環境に関する基本的事項を再整理し、これからの環境行政を進める上での基本データとすることを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

本町における本計画の位置づけは、主に以下に示すとおりです。

○環境面において本町の最も基本となる計画であり、「振興計画」を環境面から具現化していくための指針になるものです。

○平成26年度に施行予定の「川島町環境基本計画」に掲げる基本理念を具体化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、町の各部門における施策を立案・実施する指針となるものです。



1-4 計画の役割

本計画は、主に以下のような役割を担っています。

| | |
|---------|--|
| 課題の提起 | 町の環境の特徴や課題を把握し、認識を深めるものです。 |
| 環境目標 | 町民・事業者・滞在者及び町が一体となり取り組むための目標を共有するものです。 |
| 施策の方向 | 町の環境施策を中・長期的視点から総合的に推進するための方向性を示すものです。 |
| 重点的取組 | めざす環境像の実現に向け、町が特に重点的に取り組む事業を掲げるものです。 |
| 行動の指針 | 町民や事業者、滞在者等の各主体の自発的行動を促す指針となるものです。 |
| 推進・進行管理 | 計画の着実な推進を図るため、推進体制や進行管理方策等を示すものです。 |

第2章 川島町の自然環境・社会環境の現況

2-1 自然的・社会的特性

1) 位置

川島町は、埼玉県のほぼ中央にあり、東京都心から約45km圏内に位置し、町域は東西方向約10km、南北方向約8kmに及び、面積は41.72km²を有しており、東西方向の勾配が1000分の1と緩やかな地形です。

町の周囲を越辺川、入間川、荒川、市野川などの河川に囲まれ、川越市、上尾市、桶川市、北本市、東松山市、坂戸市、吉見町の6市1町に接しています。埼玉県長期ビジョンでは、川島町は西部複合都市圏に含まれ、第2次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画では、インターチェンジ周辺の開発、拠点機能の強化、広域交通体系の整備などが位置づけられています。

2) 地勢

現在の川島町の地域に集落を形成して生活を営むようになったのは奈良時代の少し前ごろからとみられており、町内にはそのころの様子がかがえる「塚」や「塚の跡」が残っています。江戸時代になると川越藩の支配の中で農業生産が高まりましたが、反面、荒川の流れを現在の場所に変えたことで、たびたび水害に悩まされるようになりました。その後、時代が進むにつれ、河川改修や堤防の築造によって徐々に水害を克服してきました。

昭和29年、川島領と呼ばれる中山・伊草・三保谷・出丸・八ツ保・小見野の6か村が合併し、川島村が誕生。以後は中学校の統合や上水道の敷設など、積極的な村づくりを進め、昭和47年11月に町制を施行しました。

現在、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジの開通に伴い、インター周辺開発が進み、町は変革のときを迎えています。

3) 気候

気候は、気温の日較差、年較差がやや大きいものの、温暖な内陸的気候を示す典型的な表日本式気候です。また、内陸に位置するため、夏の高温と冬の乾燥が厳しいことも特色です。平均気温は15℃前後で、夏期の雷雨は他の地域を通り抜けることが多く、降水量は全国的には少ない地域に属します。

なお、農家集落に見られる屋敷林は、冬の空っ風と土ぼこりを防ぐために植えられたもので、本町の特色ある気候風土景観となっています。

4) 人口・世帯数

本町の総人口は、平成12年をピーク(23,732人、10月1日現在)に減少し続けています。

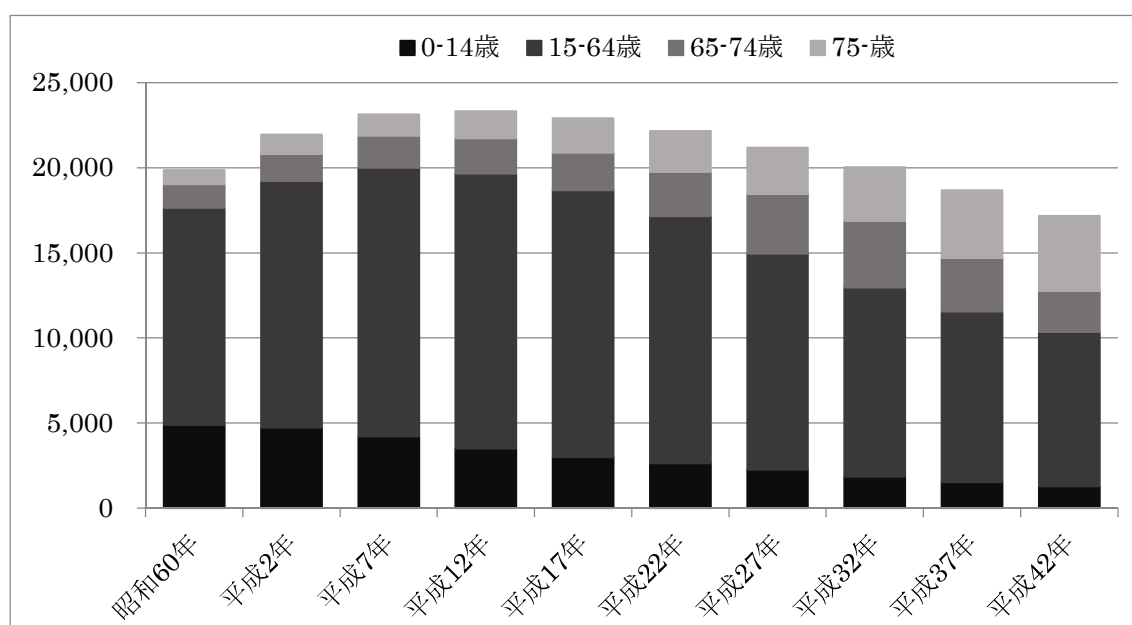
少子高齢化の進展を背景とした人口減少は、全国的な傾向として、本町としても避けられない時代の流れであるといえます。

こうした状況の中、これまでの傾向をもとにした平成 42 年の推計人口は 17,179 人と予測されます。

表 人口の見通し

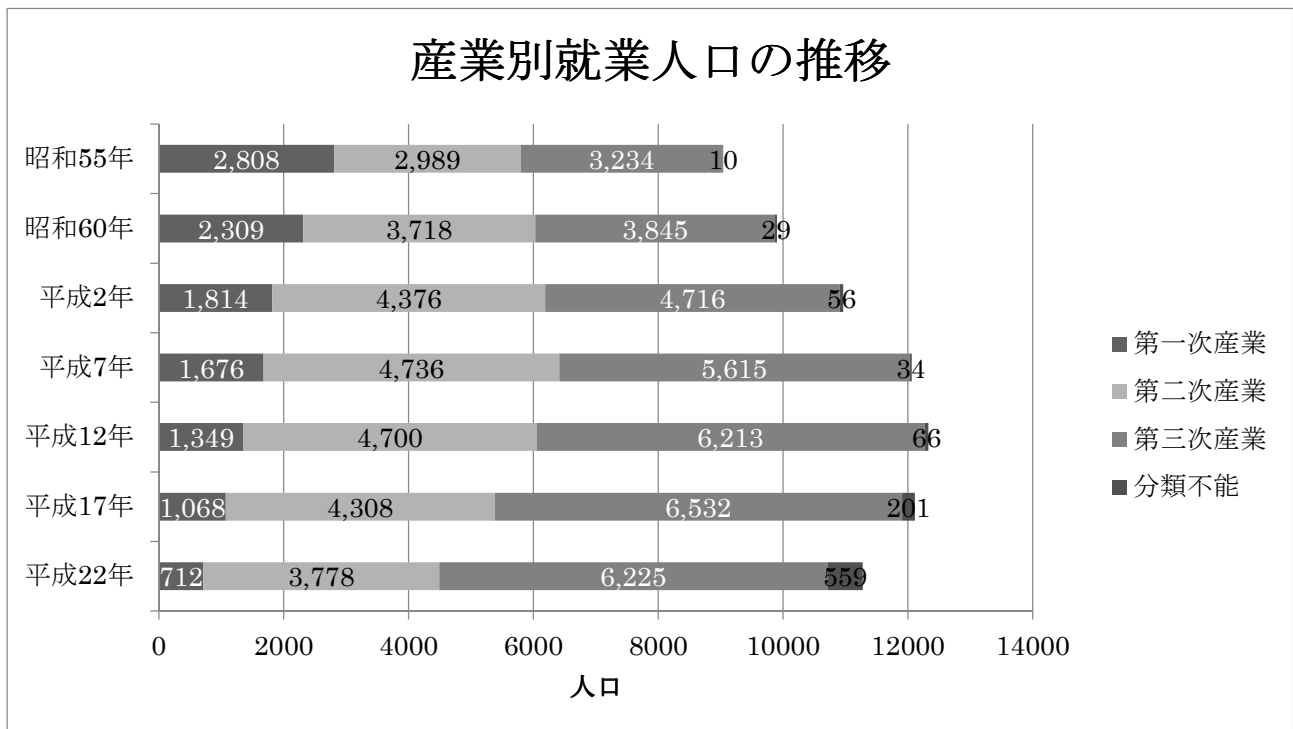
| | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 平成 32 年 | 平成 42 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 推計人口(人) | 22,147 | 21,178 | 20,024 | 17,179 |

*平成 22 年は国勢調査のデータを使用、平成 27,32,42 年のデータは県の将来人口推計ツールより算出しました。



5)産業構造

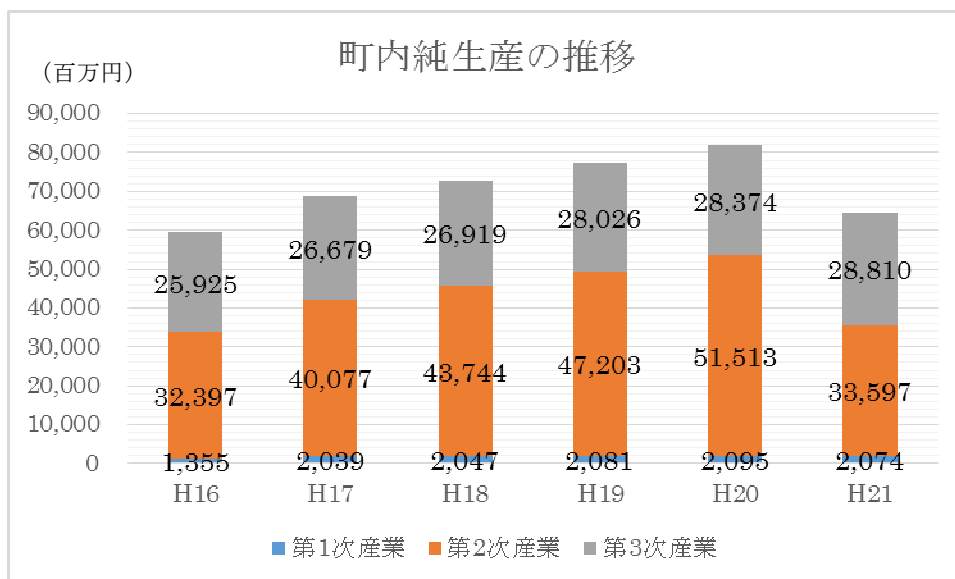
町の労働人口は 11,274 人（平成 22 年）で、前回（平成 17 年）と比較して 835 人減少した。産業別に見ると、第 1 次産業が 712 人、第 2 次産業が 3,778 人、第 3 次産業が 6,225 人で、第 3 次産業が占める割合は増加傾向（55%）であるのに対し、第 1 次産業は減少（6%）を続けている。



出典：15歳以上男女別労働力人口の推移，川島町 統計かわじま

6) 地域経済

地域経済活動の目安として町内純生産額を見ると、平成 20 年までは年々増加傾向にありましたが、平成 21 年、第 2 次産業が大きく減少し、それを受けて純生産が減少しました。地域活力の低下、地域経済力の停滞や衰退が懸念される状態にあるといえます。



出典：純生産，川島町 統計かわじま

7) 広域交通・広域連携

本町の主要な道路としては、国道254号と旧254号(現町道1-20、1-21、1-22号線)、また県道では川越・栗橋線、鴻巣・川島線、日高・川島線、平沼・中老袋線などがあります。

町道は2,771路線(うち、幹線1・2級が55路線)があり、全体の舗装率は約75%ですが、幹線町道(1・2級)では約96%の舗装率となっています。

また、平成20年3月29日に圏央道鶴ヶ島ジャンクションから川島インターチェンジ間が開通し、新たな町の玄関口ができました。

バス路線については、現在、川越～桶川間、川越～鴻巣間、川越～東松山間、八幡～若葉間の4路線が通っています。



8) 土地利用

本町では、開発などによる農地から他の用途へ転用がある場合には、総合振興計画、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めています。しかし、一部地域では住宅と工場が混在する状況であることから、その解消を進めるとともに未利用地の有効活用が求められています。

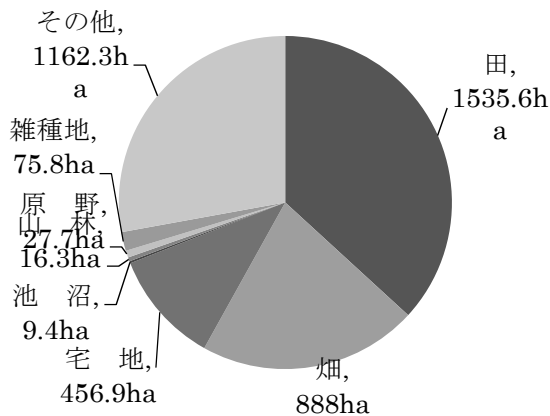
また、快適な住宅街を形成するため、町民参加による地区計画などの導入を図るとともに、定住の受け入れを見据えた快適な宅地を整備する必要があります。さらに、市街化調整区域においては地域コミュニティ維持のため、住宅の計画的な整備が必要です。

また、川島インターチェンジ周辺の土地を新市街地として有効活用することが求められています。また、既成市街地では、未利用地の宅地化について、計画的な整備が課題となっています。

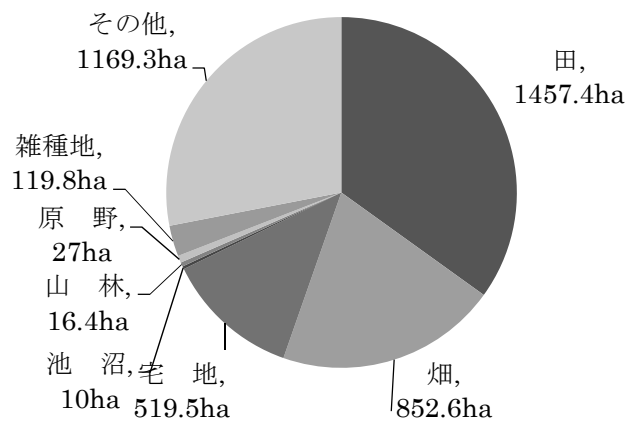
工業専用地域における既存工業団地は、概ね周辺住宅との間に農用地を有しており、隔絶されているといえますが、一部地域では工業専用地域と住居系地域が隣接、また、準工業地域では混在の状況が見られるため、計画的な土地利用の整序を進める必要があります。

公共空間については、無秩序な開発や景観を損なう開発を防止するため、建築や広告物などを整備・設置する際に一定の規制をかけるよう、指導や誘導に取り組む必要があります。

平成12年



平成22年



出典：地目別土地面積，川島町 統計かわじま

9) 交通体系

川島インターチェンジの開通に伴い、関越自動車道や中央自動車道へのアクセスが容易になったことや、首都圏中央連絡自動車道の側道が整備されたことにより、地域の発展や町民の利便性の向上に貢献しています。今後は、長期的かつ計画的な道路整備を進めるための方針を定めるとともに、川島インターチェンジの利便性の向上を図るため、川島インターチェンジへのアクセス^{*}道路を整備することが求められています。

また、県道や側道の整備は順調に進められていますが、生活道路については、一部未改良の路線があり、地元との協議を通じて逐次改良及び舗装の整備を行うとともに、維持管理の徹底を図る必要があります。

川島インターチェンジの開通や企業進出により交通量の増加が予想されるため、歩行者の安全を確保することが求められます。そのため、幹線道路や生活道路に歩行者が安心して通行できるスペースを確保するとともに、交通安全施設の整備を充実させることが必要です。

道路環境の整備については、道路沿いの緑化を進めるために、花植えをするボランティアが設立されましたが、継続的な活動を行うため、アダプトシステム^{*}やロードサポートサービス^{*}の活用を図ります。

アクセス…接近という意味。本文中では、目的地への連絡や接続の手段の意味

アダプトシステム…「アダプト」は「養子縁組する」という意味で、一定範囲の道路をその地域の住民が里親となり清掃などに取り組むこと

ロードサポートサービス…地域住民、企業や児童生徒などが道路沿いの清掃活動や花植えなど、道路の愛護活動に取り組むこと

土地利用構想図



出典：平成 23 年 都市計画マスタープラン

2-2 自然環境

1) 農地・自然景観

（農地）

本町の土地利用の 50.5% を田畑が占めています。本町の主要産業である農業についても、農家人口の減少や農業従事者の高齢化により、遊休農地、耕作放棄地の増加、農地の自然性の低下などが懸念されています。

（自然景観）

農村地域として発展してきた本町は、豊かな田園景観を維持していましたが、宅地開発等の進行により、それらが崩れつつあります。このため、生け垣がブロック塀に変わるなど緑が減少しており、宅地内の緑化や生け垣の整備を促進するなど、緑化を推進する必要があります。また、伊草神社の叢（もり）（境内林）など、地域のシンボルとなる景観の保全を図る必要があります。

田園景観については、それを構成する農地や屋敷林、生け垣、小河川の保全を一体的に図る必要があります。さらに、四方を囲む河川については、自然環境を保持している河川空間の保全と有効活用を図ることが必要とされています。

2) 河川・水辺

本町は、徒歩圏における子どもの遊び場として、水と緑を利用した身近な公園の計画的な整備が求められています。

芝生広場や花の庭園、水遊び場などのある「平成の森公園」は、町を代表する憩いの場です。季節を問わず子どもたちの歓声が響き、町を挙げてのイベントの会場にもなります。

また、沼や川では太公望たちが朝早くから釣り糸を垂れ、町を囲む堤防はサイクリングやウォーキングのメッカとなっています。貴重な水生植物や湿性植物、小動物が棲息する「三ツ又沼ビオトープ」など、川の町ならではの豊かな自然がたくさんのお楽しみを与えてくれます。

河川空間については、レクリエーションなどに活用するため、河川を活かした親水空間、散策路としての緑地整備を計画的に行うとともに、自然再生事業や国有地化された堤外地の有効な活用や保全を図りつつ、地域振興との連携を図る必要があります。

堤内の小河川については、市街化区域においては公共下水道の整備により水質の改善がみられます。また、市街化調整区域においては、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するため住宅に合併処理浄化槽の設置を推進しています。

降雨時の浸水対策としては、排水路整備などの一層の充実を図るとともに、貯留施設や浸透施設などを設置し、流出係数を抑制するまちづくりを推進する必要があります。

3) 自然とのふれあい

四方を川に囲まれた川島町。季節によって、時刻によってさまざまに表情を変える川辺、見渡す限りの田園の広がる川島の風景はいつまでも大切にしたいふるさとの魅力です。

(動植物・生態系)

山地や丘陵地にみられるような森林は分布しておらず、水田雑草群落が多くを占めています。こうした田園地帯を代表する風土景観植生として、農地に点在したり自然堤防上に立地する集落に沿って連続的に分布する屋敷林があります。屋敷林は、ケヤキなどの落葉樹やカシなどの常緑樹を主体に構成されています。

このほか、河川沿いにナラやハンノキなどの樹林が分布しています。地区別の特徴は以下の通りです。

中山地区・伊草地区

工業地帯、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジの開通に伴い、インター周辺地域を抱えており、開発が進んでいる地域であり、工業地帯がある。多くは水田雑草群落であるが、クヌギ・コナラ林が残っており、越辺川沿いにはヨシクラス（ヨシなど）が植生しており、桑畑、休耕田畑地雑草群落が見られる。また、長楽用水にはヤリタナゴが生育している。

三保谷地区

水田雑草群落为中心であり、越辺川近傍には桑畑が植生している。

出丸地区

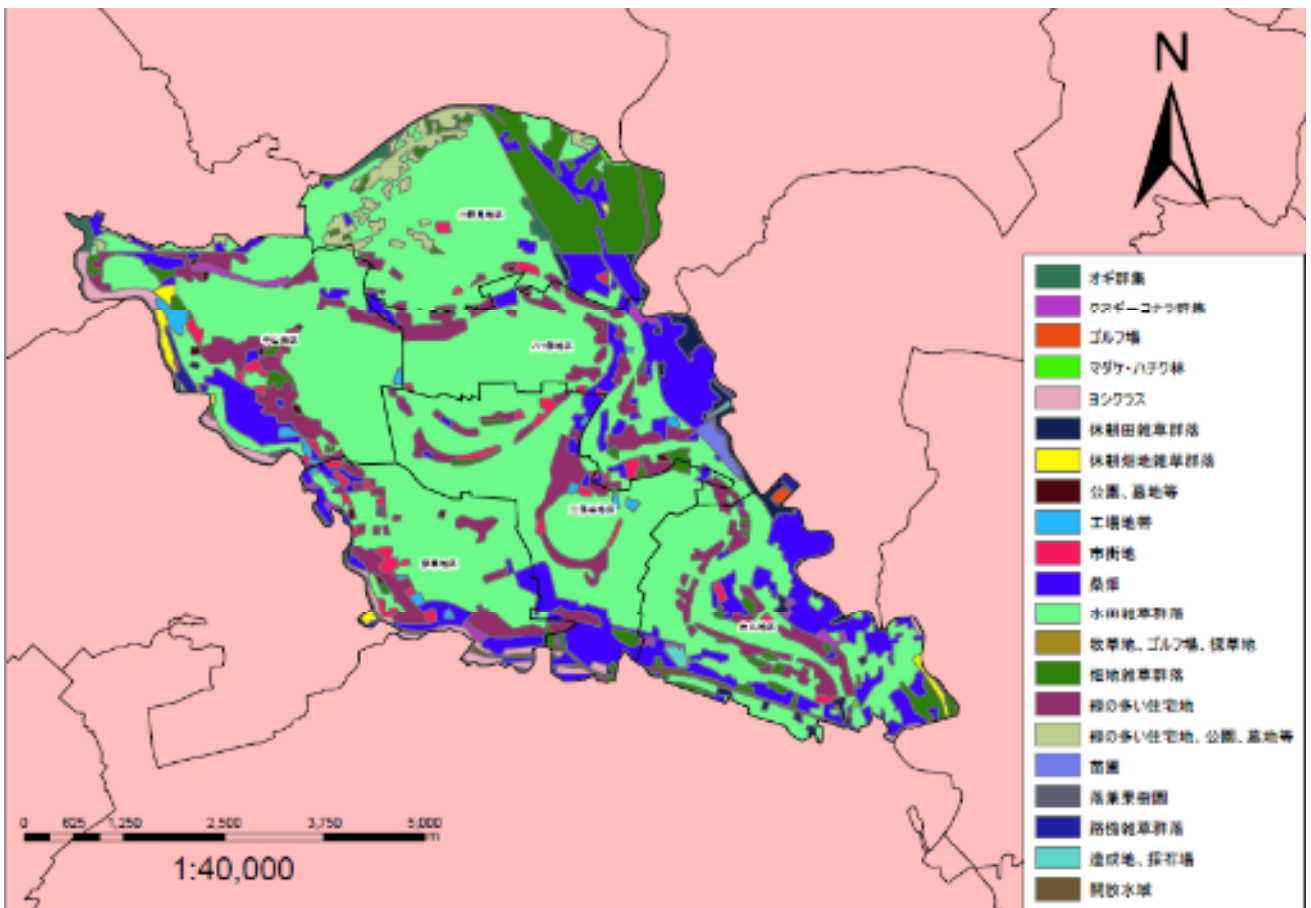
水田雑草群落为中心であり、休耕畑地雑草群落も多くみられる。荒川周辺には桑畑、休耕田雑草が見られる。

八ツ保地区

水田雑草群落为中心であり、荒川周辺に桑畑、休耕畑地雑草群落、路傍雑草群落が見られる。

小見野地区

水田雑草群落に加え畑地雑草群落が多い。



川島町植生図（出典：第1-7回環境基礎調査データ：生物多様性研究センター）

(長楽用水路の環境)

川島町は四方を川に囲まれ自然環境に恵まれているが、これらの自然を基調とした景観を十分に活用できていなかった。その中であって、長楽用水路は都幾川を水源とし、きれいな水が流れ込み、多くの水生生物が生息しています。また沿線には「埼玉こども動物自然公園」へとつながる自転車道があるが、水辺で親しめる空間が整備されていませんでした。そこで、都会に一番近い農村として自然や田園風景を保全し、その魅力を引き出すまち。親水空間やビオトープなどが人々の憩いの場となり、自然にやさしい水と緑のネットワークのあるまち。を創出することを目標に、川島町では埼玉県の水辺再生事業を活用し平成22年から平成23年の2年間で護岸や遊歩道の整備等のハード事業を行い、豊かな自然と田園環境を活かしたまちづくりを進めています。また、水質保全のため合併浄化槽の推進や環境学習、農地・水により地元組織への財政的な支援を進めています。

(ヤリタナゴ、二枚貝)

(ホタル)

「ホタルの里づくり」は、平成23年度から始めた事業活動です。荒川の中流域である川島町は、昔から稲作地帯のため、灌漑用水路が整備されてきました。川島町の農業用水路の歴史は古く、埼玉県史、川島町史等によると、応安元年(1368)の記録があります。昭和20年代では、夏になると、どこでも手にとるようにゲンジボタルやヘイケボタルがいっぱい飛んでいたものです。しかし、数十年程前に絶滅してしまいました。この原因は、河川や用水路の水環境の悪化が主原因であったと思われる。23年度は、ヘイケボタルの再生を目指して、先ず冬期の農業用水路の水質調査から始めました。川島町の地形は、西北に高く、南東に低い地形となっています。主な灌漑用水の取水口は、都幾川、越辺川等から取水していますが、下流の出丸地区で入間川、荒川に排水されています。標高差(堤内の中山長楽樋管～出丸白山太神社北)では凡そ7.8mで緩やかで、全体的に水循環は良く、ヘイケボタルの餌となるタニシも生息しています。ホタルが最後まで生き延びた場所が、最上流側の長楽用水路であると言われていています。

(NPO法人 川島ネイチャークラブ HP <http://kawajimanc.eco.coocan.jp/> より引用)

(荒川中流域)

荒川中流域において、平成15年7月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会を設立し、地域住民、学識経験者、行政が一体となった自然再生の取り組みが行われています。

① 再生内容

○湿地環境の保全再生

乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生に取り組む。

○過去に確認された生物が住める環境の再生

過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指す。

○蛇行河川の復元

蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

○荒川エコロジカル・ネットワークの形成

周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

○治水力の向上

将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

② 自然再生全体構想

平成16年3月に作成し、平成18年5月に改訂。

○自然再生の対象区域

荒川中流域においてかつて存在していた旧流路を中心とした湿地環境が現在も一部残っている太郎右衛門橋下流約4km区間。

○自然再生の目標

昭和初期までの荒川の流路であった旧流路において、太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指す。

i)湿地環境の保全・再生、ii)過去に確認された生物が住める環境の再生、iii)蛇行河川の復元、iv)荒川エコロジカル・ネットワーク、v)治水面からもプラスの5つの目標を設定。

③自然再生事業実施計画

○荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画は、平成23年1月作成、実施者：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所により作成され、公有地化した地域を活用し、次のとおり取り組んでいくものであるとしており、現在、湿地及び止水環境の整備を実施されています。

i)旧流路の保全・再生、ii)湿地及び止水環境の拡大、iii)河畔林の保全・再生等、iv)維持管理・モニタリング・環境学習等。

(コウノトリ・トキの生息環境づくり)

コウノトリ・トキはいずれも大型の鳥類であり、その生息を支えるために必要となる採餌・営巣環境は広範にわたる。本町では、国土交通省・各県・モデル市町が単独あるいは連携した整備済みまたは整備中の河川環境整備事業、自然再生事業および多自然型川づくり等の情報を対象とし、コウノトリ・トキの生息環境づくりに関連する既存の整備事業地にとりして情報収集・整理を行い、太郎右衛門自然再生地を核としたエコロジカルネットワーク構想をコウノトリ・トキの生息環境の再生・創出との連携が期待されている。

第3章 川島町の生活環境の現況

3-1 生活環境

1) 大気環境調査

埼玉県環境部大気環境課による県下の一般局、自排局の二酸化窒素測定値の年平均値、日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質の年平均値、日平均値の2%除外値につき川島自排局との比較は以下の通りである。

